

仮想通貨と倒産手続

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 菅野 百合

2018年10月28日

仮想通貨(暗号通貨)の概要

電子的に記録され、電子的なネットワークで取引されるデジタル通貨

様々な種類が流通: 世界で流通している仮想通貨は1,500種類以上

総時価総額・取引量は拡大傾向

ビットコイン: ブロックチェーン技術、プルーフ・オブ・ワーク

日本における仮想通貨に対する規制

改正資金決済法(2017年4月施行)

1

資金決済法上の仮想通貨の要件

- 不特定の者を相手方として
- 代価の弁済、購入・売却、他の仮想通貨との交換ができる
- 電子的に記録され、電子的に移転できる
- 財産的価値であるが、通貨建資産ではない

2

仮想通貨交換業を営むには登録が必要

仮想通貨の売買、他の仮想通貨との交換、それらの媒介・取り次ぎ・代理を業として行うこと

仮想通貨の私法的性質

仮想通貨の私法上の性質は確立していない

- 財産的価値を有する電子記録情報
- 物ではなく、債権でもなく、著作権・特許権のように特別法により権利が定められているわけでもない
- 発行体に何らかの請求ができる場合は債権として評価できる可能性あり
- 仮想通貨に物権や何らかの財産権を認める見解などが存在するが、確立した通説は存在しない



担保の対象となるか、信託の対象となるか、強制執行ができるか、取戻権が認められるか等の場面で問題になる

取引所の倒産：MTGOXの事例

事案の概要

- ビットコイン交換所の「マウントゴックス」を運営していた株式会社MTGOXが2014年に破綻
- 主な破綻原因は、システムへの不正アクセスにより、ユーザーが取引所に預けるビットコインおよびMTGOXが保有するビットコインが大量に消失
- ユーザーからの預り金残高と、MTGOXの預り金の預り金残高にも齟齬あり

取引所の倒産：MTGOXの事例

手続の経過

2014年2月	再生手続開始申立て
2014年4月	上記申立ての棄却、保全管理命令
2014年4月	破産手続開始決定
2017年11月	債権者による再生手続開始申立て
2018年6月	再生手続開始決定
(以下、予定)	
2018年10月	再生債権の届出期限
2019年1月	認否書提出期限
2019年2月	再生計画案の提出期限

MTGOXにおける主な論点

1

取引所が破産した場合、取引所のユーザーは、破産手続との関係で、取引所に対してどのような権利を有しているのか(取戻権の成否の問題)

2

取引所が破産した場合、ユーザーが取引所に対して有するビットコイン返還請求権は、破産手続の中でどのように扱われるのか(破産債権の金銭化の問題)

論点①: 取戻権の成否

取引所が倒産した場合、取引所のユーザーは、取引所に預けていたビットコインについて取戻権を行使できるか？

取戻権とは

「破産手続の開始は、破産者に属しない財産を破産財産から取り戻す権利（取戻権）に影響を及ぼさない」（破産法62条）

東京地裁2015年8月5日

MTGOXのユーザーが、MTGOXに預けていたビットコインについて取戻権を主張し、ビットコインが所有権の対象となるかが争われた判例

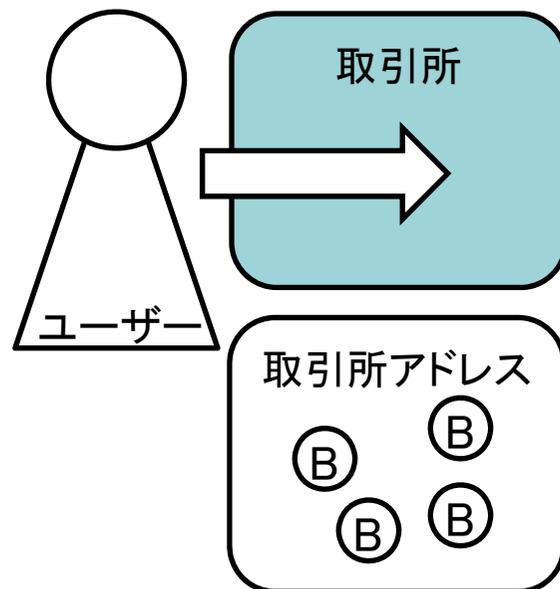
論点①: 東京地裁2015年8月5日

ビットコインは所有権の対象とならないとして、取戻権を否定

- 所有権の対象となるには、①有体物であること、および②排他的に支配可能であることが要件となる
- ビットコインには有体性がないことは明らか
- ビットコイン取引とは、『送付されるビットコインを表象する電磁的記録』の送付により行われるのではなく、その実現には、送付の当事者以外の関与が必要であること等から、排他的支配可能性もない

論点①:ユーザーの権利

取引所が倒産した場合、取引所のユーザーは、倒産手続との関係で、取引所に対してどのような権利を有しているのか？



取引所がユーザーのビットコインをユーザーごとのアドレスで個別管理せず、ユーザー用の取引所のアドレスで複数の顧客分をまとめて管理している場合

⇒ユーザーが取引所に対して有する権利は、契約上のビットコイン返還請求権

破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権として、破産債権となる

論点②: 破産債権の金銭化

取引所が破産した場合、ユーザーが取引所に対して有するビットコイン返還請求権は、破産手続の中でどのように扱われるのか？

破産債権の金銭化

- 破産手続において、非金銭債権は、破産手続開始時における評価額を破産債権の額として、破産手続に参加できる
(破産法103条2項1号イ)
- ユーザーが取引所に対して有するビットコイン返還請求権は、破産手続開始時における評価額をもって金銭化される

論点②: 破産債権の金銭化

ビットコインの高騰

破産手続開始時点 = 1ビットコイン約5万円

その後、ビットコインの価格が高騰

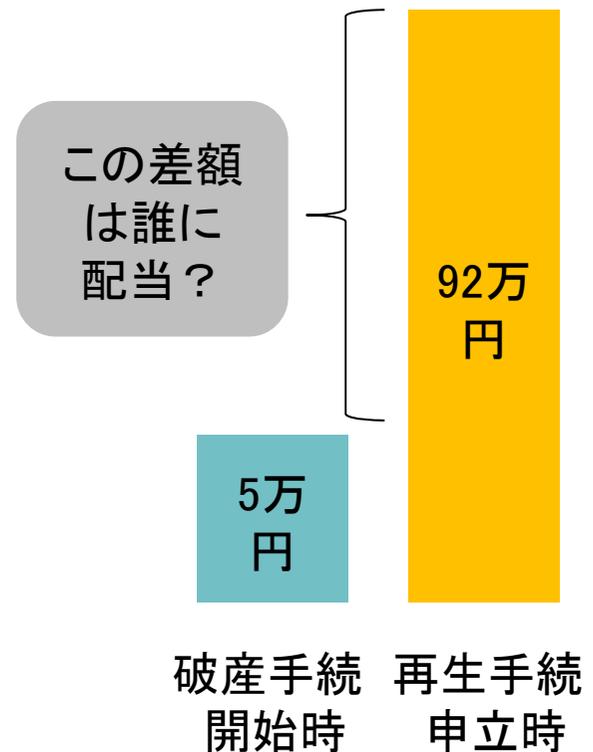
2017年11月21日時点 = 1ビットコインで約92万円



破産債権の金銭化

ユーザーのビットコイン返還請求権は破産手続開始時点(1ビットコイン=約5万円)の評価で確定

破産手続では1ビットコイン=約5万円で弁済すれば100%弁済となる



MTGOXにおけるその他の論点

1

事業停止後の再生手続開始の可能性

2

申立棄却事由「破産手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき」の解釈

3

再生手続開始後の再度の債権届出の要否

4

アルトコインの取り扱い・換価の方法

5

ビットコイン配当・取引所を介した配当の可否

まとめ

- 仮想通貨の市場はこれからも拡大していく可能性があり、仮想通貨の財産的価値は無視できない存在になるのではないか
- 仮想通貨の私法上の性質や取り扱い、倒産法上の問題点については、まだ十分議論されていない発展途上の状態といえる
- MTGOXの件はリーディングケース。今後の議論の内容、案件の動向が参考となるのでは